



お宅の住宅用火災警報器、 正常に作動しますか！？



住宅用火災警報器は、**10年**を目安に交換することをお勧めします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなるため、せっかく設置していても意味がなくなってしまいます。**10年**を目安に交換するようにしましょう。



設置時期を忘れてしまったら・・・

警報器本体を取り外し、本体裏面を見ると、製造年（月）が記載されていますので確認してみてください。



記載例（一例）
製造年月 2010年5月

新しく交換したときは、警報器本体の側面などに「設置年月」を記載しておくこと、次回の交換時期が確認しやすくなります。



交換する時の注意点は？

高所での作業となりますので、転倒や落下などしないよう、安定した足場を確保してください。高齢の方が1人で交換することは危ないので、親族や近所の方に協力してもらいましょう。

古い警報器の廃棄方法は？

廃棄方法は、次のとおりです。

- ① 警報器内の電池を取り外し、近くの電気店に引き取りを依頼しましょう。
- ② 電池を外した警報器本体は、市役所本庁や各支所に設置してある「小型家電回収ボックス」に入れるか、「燃やせるゴミ」として出す。

※可能な限り、「小型家電回収ボックス」への投入をお願いします。



お問い合わせ

鹿児島市消防局予防課 ☎099-222-0970 鹿児島市中央消防署 ☎099-285-0119
鹿児島市西消防署 ☎099-254-0119 鹿児島市南消防署 ☎099-269-0119